

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

「令和」 支配階級と改元

滝野 忠：2

消費税値上げとポイント還元

山下 俊幸：3

― 零細小事業経営者の戸惑い ―

新社会党第24回大会に思うこと

新潟 太郎：4

よく頑張った、しかし苦戦でもあった

国労上野反合研：5

― 36代表選挙 ―

不当労働行為と労働組合 なぜ労働組合か

本村 充：6

発展が緩慢なEUそして日本

伊勢 太郎：9

― 情勢の特徴について (三) ―

読者からのおたより

.....12

旬刊社会通信

NO.1286

二〇一九年四月一五号

二〇一九年四月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

「令和」 支配階級と改元

「令和」、「似和為貴」（やわらぐをもってたふとし）が想起される。「和」は聖徳太子がつくつたと『日本書紀』が伝える、憲法十七条（西暦604年）の第一条冒頭の文である。人類の歴史は野蛮、未開、文明へと進歩した。文明期、社会は階級対立の時代に入る。日本では弥生後期（前2〜1世紀）からである。豪族たちはヤマト（畿内）を中心に覇権を争った。4〜5世紀ヤマト（大和）の豪族が大王となり、君臨する。憲法十七条はその痕跡（こんせき）である。

階級対立の根本は豪族（貴族）と隸民にあった。貴族は文化を独占し、隸民は無自覚で支配されるものとしてあった。権力をめぐり、豪族は争う。だから、憲法十七条の第一条は、「やわらぐをもってたふとしとする」のあとに、「忤（さか）ふることを無きを宗とせよ」と、反逆を禁ずる。ヤマトに主権を築いた大王が、全国の豪族、隸民に「われは大王である、逆らうことなかれ」と訓「令」したのが憲法十七条である。

「和」とはしたがって、「逆らうな」「民は王を主とせよ」に他ならぬ。こうして「和」は支配階級がもつとも「尊ぶ」言葉となる。「和」への支配階級、とくに権力者の想いは述べた。「令」についてである。

「令」の語義はヘーゲルの弁証法流にいえば、「正」と「反」の対立でなる。「正」とはおおせ、いいつけ。「反」はよいこと、めでたいこと。しかし、「合」はない。

現代の支配階級、安倍流の「合」の意味はなにかとさぐってみれば、四文字熟語にある。「巧言令色（すくなし仁）」である。辞書は「言葉巧みにあいきょうをつくって、人の心を得ようとする人は真心が少ない」と説く。安倍の真心は、独占資本を頂点とする1%の資本家階級であり、99%の労働者・国民にない。なんと安倍にふさわしい「令」と「和」であることか。安倍は「わしはしゃべるのが仕事だ。考えてるヒマなんてとてもありやせん。あとは秘書官に聞いてくれ」である。

「秘書官」（元号に関する懇談会メンバー）をさぐってみると①読売出身の民放連会長、②同じ読売出身の日本新聞協会会長、③三菱商事出身のNHK会長、④元早大総長の大学スポーツ協会会長、⑤元最高裁判官に「添えもの」の作家と元キャスターの二人の女性とIPS細胞で有名な医学者である。マスメディアは民放（テレビ）、NHK、新聞が読売に絡めとられる。「改元」狂騒曲の作詞、作曲家たちである。

国民は安倍にアキアキしている。吐き気すら覚えると語る人も少なくない。だが、「臨終」の兆しは今のところ見えない。なぜであろうか。日本は1868年の「変革」から1945年の大日本帝国崩壊まで「戦争国家」であった。1945年から今日まで戦争はない、1970年以降、国民の大きな反乱もみられない。いわゆる「平和ボケ」で国民の意識が眠らされていること、もう一つは天皇は「平和主義者」「民により添う仁者」であるかのように「象徴天皇制」をうまく利用していることであろう。

安倍―自民政党政治家―は憲法改悪を企らむ。天皇を元首にしたいとも考える。今度の「改元」そしてその宣伝・扇動ぶりはそれへの布石でもある。「改元」とは元始の元「はじめ」を意味する。その「はじめ」の階級の本質は君主への服従を意味する。憲法十七条の十二条は「くにのうちの民は、王（きみ）をもって主とす」とある。（滝野 忠）

消費税値上げとポイント還元

― 零細小事業経営者の戸惑い ―

私の長男(49歳)は料理人になって30年。親父の私は何ら手職も技術もなく、ひたすら肉体労働者としての道を歩んできた。

現在、息子夫婦は自宅近くで寿司店を営業している。私は無一文で経済的には何ひとつ援助はできなかったが、自力で少しばかりの資金を元に、多額の借金で自立した。かつては、出前とお持ち帰りを主力に営業してきたが、6年前に家内が病に伏し、私が出前を手伝うこともできない。そこで店舗中心の営業となり、職人も雇わず夫婦で頑張っている。営業時間は夕方5時から10時。

息子は、朝の仕入れ、昼間は仕込み、夜の営業と忙しい。嫁さんは40キロ弱の身体ながら、子供を保育園に送ると店の清掃にとりかかる。店内、トイレ、宴会場、2階のイベントホールなどの清掃。そして夜はホール係として働く、株式会社となっているが実態は夫婦の個人事業そのもの。

年末・年始も営業し、週1回の定休日。少々体調が悪くとも店は休まない。月に1度、2〜3日の連休で休養する。親の口から言うのもどうかと思うが、本当によく働く夫婦だ。いつも過労を心配している。

大きな出前の注文は昼間だけ受け、持ち帰りは夕方だけ受けている。夕方の営業時間は高齢のパートさんと、アルバイトの人で仕事をこなしている。経営も安定しつつ、親として安堵したところに、消費税の値上げだ。今回の消費税の税率、ポイント還元制度は小規模事業者を直撃しつつある。

一つは、出前・持ち帰りは8%、店での飲食は10%となる。寿司屋は飲食後持ち帰ることもある。その分は8%になるのか、飲食代に含めて10%になるのか悩ましい問題だ。

二つ目は、キャッシュレス決済に対応して顧客に5%のポイント還元である。このためには、クレジットやプリペイド、スマホなどに対応する機器の導入と、クレジット会社などに手数料の支払いが生ずる。

現在、クレジット会社の手数料は、真実は分らないが大企業や大手チェーン店は1%以下で、小規模な飲食店は5〜6%と言われている。ゼロ金利時代に金融資本はカード手数料で稼いでいる。政府はキャッシュレス決済を促進している。

現行案では、手数料は3・25%以下に抑え、その内3分の1(1・08%)を政府が補助するというが、店側には消費税とは別に、2・17%程度の負担となる。零細小業者にとっては死活問題である。メニューの値上げは避けられない。顧客には消費税の増税分とメニューの値上げが上乘せされることになる。

10月まで時間はあるがキャッシュレス決済をせず、現金のみの扱いだと、客は損をする。そして客離れも起こる。息子はどうか対応するか苦悩中である。消費税の値上げは、消費者ばかりか零細小業者にも大きな負担となることは間違いない。小さな八百屋、魚や、居酒屋、ラーメン店、小規模事業主はみんな死を宣告されたも同然である。

預貯金もなく、僅かの年金で生活している私たち夫婦にとっては、いずれ息子夫婦の世話になる以外にない。消費税は不公平税制の典型でもある。

ポイント還元は期間限定だが、キャッシュレス決済をいったん導入すると続けざるを得ないであろう。儲かるのはカード会社や金融資本だ。

(2019・3・28 山下 俊幸)

新社会党第24回大会に思うこと

議案4号「当面の政策」と5号「中期政策補強」は、多くの異論・疑問が出された中で中執が「継続討議」を選択したことに一定程度評価できる。

しかし、最初の討議から3年も経ても決定できないでいること事態が異常で、解決するには仕切り直ししかない。

貧困が拡大している中で、新潟の「99%と1%の間の制限」では貧困に寄り添えない。「普遍主義」のみが寄り添え、溝を解決できると、かつて「階級闘争路線」を主張し、実践されてきた闘志から発言された。普通に考えれば99%の勤労大衆の間に格差も溝も生じようもないにもかかわらず、意識的に「貧困と所得制限対普遍主義」を結びつけようとしていた。

「税制は累進制を高める」（資本家階級に負担を大きくする）かわりに「支給においては一人ひとりの権利において平等」にすれば、資本家階級が少しでも理解をしてくれると言うのだろうか。資本家階級は極めて「高い金」をとられても、彼らにとって「雀の涙」程度のお金が平等にもらえれば、理解してくれる道徳など持ち合わせていない。我々が無理矢理にとる力をつける以外に可能性がない。

加藤副委員長は集約答弁で「選別主義で選別されるのは労働者の中であり、生活保護を選別主義でやると、片や『もろう人』が出て、片や『もらえない人』が出る」と言われた。だとすると生活保護費(金額の高低は別に)程度を全国民に配るというのだろうか。全員に配るものを生活保護というだろうか、財源をどうするのだろうか、これをBIといわないで何と言うのだろうか。

岡崎委員長も「連合政府になったら提案する内容が中期政策ではなく、連合政府につながる運動、力をつくるための政策案が中期政策です。こうした運動によって積み上げられる力が連合政府を作り、安定させ『連合政府の政策』が作られていきます」と言われた。

この提起は極めて大きな問題を持っている。新社会党がヘゲモニーを發揮する連合政権の政策が、今から運動して実践されるとすれば、まさに「左」翼小児病であり、その時に作られる『連合政府の政策』とは、中期でなく「何政策」と言うのだろうか。

さらに、加藤副委員長は「路線が違う、考え方が違うといわれるとこんな情けないことはない」と言われた。新潟も含めて本部を誤解しているのかもしれないが、危惧を持つ党員が多い。

確かに当初案から「BI」も「財源が足りなかったら消費税」も消えた。党員から疑問と反対が多く「消した」のは、党内民主主義から評価できる。

しかし、「BIは検討課題」として大股で歩いているし、没階級的と批判していた消費税にたいして、「提起をした中執の考え方の総括(反省)」が一度も出されていない。いくら下ろしても中執の考え方の総括がされていないのが「疑問・疑心暗鬼」をいつまでも続けさせている。

所々が木に竹を接ぐがごとの政策で、解決するには中執としての総括、反省の上で軌道修正し、党の統一と団結、当面する参議院選挙、憲法改悪反対闘争に全党が集中できるように仕切り直しが必要である。(2019・3・14 新潟 太郎)

よく頑張った、しかし苦戦でもあった

1 36 代表 選挙 1

今年の36協定締結に向けた過半数労働者代表選挙は、早い職場で2月上旬から始まり、遅い職場では3月下旬にかかるころまで行なわれ、国労上野支部に関係する職場では、JRの18職場で国労組合員が立候補、JESS(JR東ステーション・サービス)でも今年から駅務管区が締結単位とされたため、池袋駅務管区と松戸駅務管区で国労組合員が立候補。会社側と壮絶な闘いとなり、いろいろな経験と教訓、課題を残した。

会社のガードが固かった理由は、今後の要員事情にある

JRでは昨年に比べ、国労組合員が立候補して選挙を闘った職場は倍近くに増えた。会社側・東労組側どちらの候補者も自分の主張をチラシなどで訴えるようなことをしない中、ある職場での国労候補者は、仲間の組合員が「安全衛生委員」として頑張った実績を書いたチラシを堂々と配り、そのチラシを会社の掲示板に貼らせたりもした。

結果は負けたが、昨年に比べ会社は票を減らし、国労は増やした。「会社は何一つ妨害できず、とても闘いやすい選挙だった。候補者は法律で守られているから何も怖いことはなかった」というのが立候補して闘った組合員の感想だ。昨年の倍の票を獲得した別の職場では、Web投票から紙投票に変更させた。これによって無効票も大幅に減った。

JR職場では、O駅で組合員数の4倍以上の票を獲得したのを筆頭に、M駅で3倍、保線区はどこも倍の票を獲得、接戦に持ち込んだのは2職場など、健闘はしたが、全体的に会社のガードは固く、昨年に比べ票を減らしたのが4職場あり、組合員数しか入らなかつた職場も2ヶ所あつた。会社はボーリングなどの親睦会を3ヶ月に1回くらいはやってきている、というのがある職場の報告である。会社は一年かけて組織作りをしている。JR職場は今後、大量の退職者とともに欠員が発生し、長時間労働と休日労働で乗り切らざるを得ないことが予想される。だから会社は36協定を安定して結ぶ必要に迫られ、会社の言いなりに締結してくれる「職場代表」を必要としているわけである。

JESS松戸管区では、国労候補者が3種類のチラシ(内容は、「会社にモノが言えるのは国労の候補者」、「過半数労働者代表としての昨年までの実績」、「今年の要員問題」、「民主的な選挙ルール」)を、南千住から天王台までの職場をまわり管理者以外の全社員に手渡すという選挙。会社側候補が全く動かない中で、結果は国労候補が会

社側候補の倍以上、62票を得る圧倒的な勝利。組合員数24人に比べても、若い人を含め多くの社員に支持された。一方JESS池袋管区では、職場が新橋支部にもまたがる中、国労候補者は58票の支持を得たが、会社側候補にたった2票差で惜敗した。

耕し種をまく

来年に向けた課題は、組合員が複数在籍しているにもかかわらず、今年も立候補できなかったJR職場、JESSの管区があり、ここをどうするのか、立候補しても単には勝てない中で立候補する意味をどう見出していくのか、ということである。国労が立候補して負けたとしても毎年、労働時間・36協定と要員増の大切さを訴え、36代表選出における「使用者の意向」の排除、公平・透明な選挙を訴えることによって、若い人たちの労働者としての権利意識、職場の民主主義確立に向けた畑耕し・こやし入れくらいにはなるはずだ。何かのきっかけで、芽を出すこともあるだろう。組合に關係なく、労働者らしい主張を書いたチラシを渡せるこの選挙は、会社が作ってくれた大事な宣伝機会でもあるのだ。(国労上野反合研事務局)

不当労働行為と労働組合 なぜ労働組合か

「組織戦」

いまJR内では東日本会社とJR東労組との「組織戦」に端を発した様々な動きが出てきている。それによって約4万8000人いたJR東労組からの大量脱退によってJR東労組は1万1000人にまで減少したといわれている。脱退した多くの労働者は、労働組合未加入のまま実質的に無権利な状態に置かれている。問題の本質は、JR東日本会社の「労務政策」の延長線上にある。目新しいものではなく、「労働組合」そのものをつぶし、会社の言いなりになる「従業員組織」を再編成しようとする意図である。そして「労働組合」切り崩しの中で、組合員に対して様々な脱退工作が行われる。いわゆる「不当労働行為」と位置付けられるものである。

ここでは、「不当労働行為」そのものの考察の中から、労働者がなぜ「労働組合」に結集しなければならないのか再度考えてみたい。

労働者と資本家

「不当労働行為」とは何か。もともとなるのは憲法28条である。「第28条・勤労者の団結権」勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」。この条項はどのような背景から出されてきたのか。

企業と労働者は「契約関係」にある。双方で「雇用契約」を結ぶ。企業は労働者に対して賃金を支払い、労働者は労働力を提供して企業のために働くという義務が発生する。問題は、この「契約」が果たして「平等」な立場でなされたか否かである。「平等」な立場でなされなかったとすれば、双方の「自由意思」ではなく、何らかの外部的力が働いていたということになる。

これは、近代資本主義の発展と無関係ではない。確かに近代資本主義は、「個人は社会生活において自己の意思に基づいて自由に契約を締結して私法関係を形成するこ

とができ、国家はこれにできるだけ干渉すべきではない」という契約自由の原則と、私有財産制度とを支柱として発展してきた。しかし、それは他方では著しい貧富の差を生じ、「契約自由の原則」が全体的で平等な生存の基礎を与えることに適しなくなったという理由から、次第にこの原則に社会的統制を加えるようになった。労働基準法などにみられるように、経済的弱者のために、一定の契約約款の効力を否認する法律が制定されたのである。つまり、労働者は、会社との間では「経済的弱者」の立場にあり、けつして「平等」ではないということである。そのことを前提として、その立場を補完するものとして「憲法28条」があるのである。その権利を具体化したものが「労働基本権・3権」といわれるものである。

労働基本権

まずは「団結権」。これは労働者の団体を結成する権利、つまり「労働組合」を作る権利の保障である。次に「団体交渉権」。これは労働者の団体（労働組合）が企業の使用者と対等な立場で労働条件に付いて交渉する権利である。

最後に「団体行動権」。これは労働者の団体が労働条件の実現を図るために団体行動を行う権利、主にストライキを認める権利である。ストライキというのは「労働力」の提供を集団で拒否するということであり、労働者にとつては、生産点を抑えるべく有効な手段となる。つまり、労働者が会社と「平等」な立場に立ちうるのはあくまでも「集団性」を堅持することを前提としており、それが崩壊したところに労働者の「生活・権利」の維持、向上は不可能だということである。それを特別法として具体化したのが「労働3法」と呼ばれる、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法である。

不当労働行為

労働者の「集団性」を保障しているのが労働組合法である。「不当労働行為」の条項もその中にある。労働組合法第7条である。

（第7条・不当労働行為） 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1、労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

- 2、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

- 3、労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経

済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

4、労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和21年法律第25号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること」。

具体的には次の行為等が該当するとされる。

①労働者が労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること（黄犬契約という）。

②使用者は、単に交渉に応じるだけでなく、誠実に交渉を行う義務がある。

③本来労働組合が任意に決めるべきである、組合員資格の範囲の限定や、上部団体加入に対する妨害は、不当労働行為となる。

④労働組合の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの（経理援助）。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すこと、福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与をすること、は不当労働行為とされない（労働組合法第2条2項但書）。したがって、争議行為に参加して労務の提供をなさなかった場合に、労務の提供のなかった部分について賃金を差し引かず支給することは不当労働行為となる。

⑤労働者が労働委員会の手続きに関与したこと、（不当労働行為の申立てをしたこと若しくは労働争議の調整をする場合に証拠を提出し若しくは発言したこと等）に対してその労働者に不利益な取扱いをすること。

⑦親会社が子会社の業務運営を支配し、子会社従業員の労働条件も實際上親会社が決定している場合には、子会社従業員の組合の要求があれば親会社はこれと直接団体交渉をする義務があるとされ、またこのような立場にある親会社は、子会社の組合に対する支配介入も禁止される。

労働者一人ひとりの意識と行動こそ

以上から明らかのように、労働組合は会社から独立した存在であり、その独立した状態を会社が少しでも侵そうとすれば、それ自体が「不当労働行為」となりうるのである。したがって「不当労働行為」の概念は、「経済的弱者」である労働者の「集団的保障」たる労働組合を否定するすべての行為ということになる。（実際に行った結果がどうかではなく、そういう意図があった、そういうことを言った、ということ自体がすでに不当労働行為なのである）。

労働組合があるということは、労働条件、生活の向上が可能な「仕組み」があるとい

うことではあるが、実際には労働組合がどれだけの「動き」をしているかということが重要である。そしてその「動き」の中心となるのは労働組合を構成する労働者一人ひとりである。労働者一人ひとりの意識と行動こそが、その労働組合の力の源泉となるのである。そしてそれがいずれば労働者の置かれている立場から自らを「解放」する運動の中心へとなっていくのであるが、それはまた別の機会としよう。(本村 充)

発展が緩慢な EU そして日本

― 情勢の特徴について (三) ―

「国家統合」

第4、EU (ヨーロッパ連合) である。ヨーロッパ大陸は2つの大戦の主戦場となった。荒廃が覆い、階級対立・階級闘争は燃え広がり、「新しい社会」の成立・発展・成長は労働者階級を激励する。ヨーロッパ大陸は数十の言語、習慣をもつ大小の国家で成る。一つに「統合」する動きが戦後まもなく始まった。帝国主義の盟主アメリカが先導し、ドイツ、フランス、イタリアの独占資本が追随した。それはEU (ヨーロッパ共同体、1967年) となり、EUはECを基礎に1993年、15ヶ国で結成される。

EUは加盟に際し国家主権の一部移譲を条件とした。関税同盟(単一市場)が発足し、財政・金融そして外交、司法の自主権を制限する。ヨーロッパ独占資本は大欧州を「一つに統合」することで、没落するヨーロッパの復興を構想したのである。

1980年代後半、世界市場は過剰生産状態にあった。ソ連崩壊は、世界市場を再び資本主義支配においた。数億、幾十億人の市場がとつじよ開いた。現代のグローバルズムである。独占資本は新しい市場にナダレ込む。未来を失った旧社会主義諸国の労働者・国民は消費文明を求め西欧へ移動する。移民である。

資本主義の発展はかならず矛盾、対立を生む。資本主義の根本は分業と私有制度にもとづく競争であるから、現代は独占資本間の競争であるから、移民は産業予備軍として沈殿する。労働者の競争はきつくなる。労働諸条件は下へ動く。

国家主権の移譲は古き時代の追憶をつのらせる。幻想が国民をとらえる。権力を欲す右翼政治は民族主義をあおり立てる。EUの矛盾は政治的にも経済的にも社会的にも螺旋状的に膨らんでいく。EUの諸政策と加盟各国の対立・矛盾・抗争は深まっていく。それらの総合がイギリスのEU離脱、ギリシャの国際金融独占体(欧州銀行、IMF、世界銀行等)による支配である。各国民は独占資本の自由、国際金融独占体の支配に抗しストライキやデモを行い、あるいは暴動で支配政党に反乱する。

EUは東に進軍し、28ヶ国の大集団となった。最新統計は人口5億1200万、GDP 17兆2700万ドルとある。アメリカ19兆3900万ドル、中国12兆2000万ドルであるから、EUの量は無視できない。その構成はドイツ3兆6700億ドル、イギリス2兆6200億ドル、フランス2兆5800億ドル、イタリア1兆8400億ドル、この4ヶ国で10兆7100億ドルを占める。EUの「覇者」がだれであるかは、この数字が示す。

量は質を反映しない。EUの公用語は24、権力構造は民主共和制だが歴史と伝統を残す。人口は8200万のドイツを最大に、100万に満たないマルタのような「国家」もある。量はやがてEUを破綻に追い込む「質」に転化する。

東進はロシアの利権、権益と衝突する。衝突はロシアとEUの矛盾を深める。ウクライナでありシリアでありポーランドへの中距離ミサイル配備である。深まった矛盾は解決されなければならぬ。その「解決」はEUとロシアの力関係による他ない。資本主義発展の不均等性ではこの他の解決はない。

EUは天然資源をもたぬ。北海石油は枯渇した。原発は主要エネルギー源にならぬことがはっきりした。エネルギー源（石油・ガス）はロシアからパイプ・ラインで運ばれる。イランもそうだ。イランは中東で最大の人口をもつ、最大の市場である。アメリカはロシア、イランを経済的に政治的に制裁（じっさいは戦争状態）にする。「制裁」は必ず反作用、密貿易、「合法的」取引を生む。矛盾はここからも深まっていくし、深まっている。

韓国と日本

日本である。日本は「発展がはなはだしく緩慢」な国の一つである。GDPの世界に占める割合は2012年の12・3%から2017年には6・5へと小さくなった。慢性的過剰生産は「デフレ」という慢性的恐慌となった。お隣の中国はすでにみたように、そして韓国、台湾は「若々しく異常な速度」で進歩する。韓国は自民党や皇族連中が思いを描く、かつての古い朝鮮ではない。生産力は1兆5300億ドルを生産する、世界12位の工業国家だ。世界の大企業500社に韓国は16社、台湾9社、香港8社が並ぶ。サムソン電子の売上は2119億4000万ドル、日本最大企業のトヨタ2651億ドルにせまる世界最大の電機企業である。日立845億ドル、ソニー771億ドル、パナソニック7720億ドルの3つに匹敵する。鉄鋼企業ポスコモ日本製鉄を上回る。くり返すが、韓国は過去の「植民地時代の朝鮮ではないのである。日本のGDPは547兆円、韓国は165兆円、人口は5100万だから日本の人口比ではGDP410兆円となる。権力者は日米外交を重くみる。しかし、90年代以降の権力者―とくに金大中以降の盧武鉉、李明博―は違う。中国、北朝鮮、ロシアとともに、アメリカ、日本を考える。韓国の政治は資本の成長・発展とともに変化した。それに逆らった朴槿恵（1960～1970年代の独裁者・朴正熙の娘）は、民衆革命で「死」んだ。「革命」は2017年5月、文在寅を大統領とした。文政権は古い政治に反対する人民が大衆運動でつくった。

文は人民の気持ち、気分を無視できない。人民とともに進むことを「強制」される。朝鮮半島の2つの国の融合である。世界は朝鮮半島の平和を求める。文は推し進める。トランプは「反オバマ」から2回の会談に応じた。2回目は決裂した。最新の報道は、トランプは「北朝鮮が妥協出来ない要求をつきつけた」と伝える。半島の戦争状態、それを中国にまで広げたいのが安倍である。安倍は「らち」そして「皇室」を利用し、生き延びている。これからは「中国脅威」論である。

日本は「平和ボケ」の状態にある。明治維新（1868年）後の歴史を年表でみて

ほしい。1945年大日本帝国崩壊まで、戦争、戦争戦争である。何百万の生命が失われ、幾千万が傷ついた。日本帝国主義の犠牲者は日本の労働者・農民、そして朝鮮、中国の人民である。

歴史は「やった者はすぐ忘れる、やられた者はいつまでも忘れない。」中国、朝鮮は反省を求め、日本は応じない。戦犯は天皇だ。だから、韓国国会議長は「天皇が悪かった、といえばすべて解決する」と融和策を投げる。「平和主義者・天皇」を演出する日本政府は応じない。

ロシアとの領土問題も同質だ。領土は戦争等の敗者と勝者の「妥協」である。力関係が中味をつくる。中味の変更も力関係による。ロシアはアメリカの制裁に苦しむ。日本はアメリカと同盟する。国民の利益よりもアメリカを優先する。沖縄の基地、措置法、等は治外法権時代の明治初年と同じである。

独占資本は米国との同盟で儲けたい、政府に日米同盟強化を求める。通商政策でアメリカとの矛盾は高まった。政府は日本は原燃料がない、食糧もない、自由貿易が生命線と、アメリカに逆らいTPP、EUとのFTAを成立させた。アメリカと日本の貿易戦争はこれから本格化する。

帝国主義

日本は21世紀、慢性的恐慌状態にある。政府・メディアがいうデフレである。アホな学者どもは「成熟経済」といってごまかす。「成熟」とは発展がなくなり、あとは腐(くさ)ること。アメリカの腐敗性・寄生性は本誌前号で述べた。日本の腐敗ぶりはアメリカを超える。日銀、政府が株・国債を買い支える。統計学数字・手法を変え国民をたばくらかす、国家独占資本主義の現代版である。

過剰生産状態をどう解消するか。政府は「インフラ輸出」を強調する。

「政府の経協インフラ戦略会議(議長・菅官房長官)は(3月)18日、鉄道や電力など海外のインフラ(社会基盤)事業への日本企業の経営参画を後押しする方針を確認した。支援策を具体化させ、6月にも改訂するインフラ輸出拡大の基本方針『インフラシステム輸出戦略』に盛り込む考えだ。

菅氏は首相官邸で開かれた会合で、機器販売やプラント建設といった従来のインフラ輸出による収益には限界があると指摘。その上で、『経営・事業運営への継続的関与やインフラを用いたサービスから収益を得るビジネスモデルの構築が極めて重要だ』と強調した。

新方針は、新興国を中心に高まる施設運営やメンテナンス事業の需要を取り込み、経済成長につなげるもの。政府は具体的な支援策として、公的融資や貿易保険の拡充を想定している。」

日本は中国、韓国に置いて行かれた。国際的な力は弱くなる。生産力を高めることだ、それには生産性向上だと、政府・財界はGDP600兆を叫ぶ。その手法が観光業とインフラ輸出、農業の大規模化による農産物輸出である。

トランプと仲良くし経済成長はかりたいが日本。トランプは「アメリカ第一」、日本のことは考えない、彼は2年後、再選しか考えていない。

(伊勢 太郎)

◇ 読者からのおたより ◇

ヨゼフ・ディーツゲン 『資本論』（岩波文庫版第一分冊25頁）には、ディーツゲンという一労働者がとても評価されて登場します。『フオイエルバツハ論』（岩波文庫版62頁）では、「唯物論的な弁証法は長年われわれの最良の道具でもっとも鋭利な武器であったが、それを発見したのはわれわれだけでなく、…、一人のドイツの労働者、ヨゼフ・ディーツゲン」であり、「ディーツゲンの『ある手工業者の見た頭脳労働の本質』、ハンブルク、マイスナー書店、を見よ。」と。「労働者」であること、励みになります。

このディーツゲンの著作は、山川均訳により改造文庫に『弁証法的唯物観』という書名であることが判り、最近入手しました。『唯物論と経験批判論』で、レーニンがディーツゲンを高く評価していますから、その延長としても、山川均は翻訳した様に思います。改造文庫版には、ディーツゲンの略伝とも言える山川均による「ディーツゲンの為人とその哲学」が収録されています。この一文は山川の『全集』には未収録です。

同封の絵葉書は松本昇氏のものです。向坂先生は戦後間もなくから、松本を主要な著作活動の場としましたが、その理由の一つとして、「松本に居住する同郷（太牟田）の画家」の存在を挙げています。その画家とは、当時松本高等女学校の美術教師であった松本昇氏のこと、向坂次郎さんの美大での同級生でして、松本を愛した方でした。（2019年3月12日 信州松本 中澤秀行）

改めて怒りが出てくるこの頃 久しぶりに投稿します。社会保険庁が解体せられ、日本年金機構が発足して9年がすぎました。世田谷年金事務局長が、ヘイトスピーチと同様のつぶやきをして更迭されたことが、マスコミで報道されています。その所長は、年金機構発足時に民間会社から採用された者です。9年前には長岡年金事務所副所長がホームセンターで米と水を万引きされたことを思い出しました。その副所長も民間採用組です。

社会保険庁職員を首にし、不祥事をおこす民間人を採用した、日本年金機構とはなんてひどいことをしたのが明らかです。国鉄解体攻撃と同様、いやそれ以上だと今思います。日本年金機構に対して改めて怒りが出てくるこの頃です。（柏崎市 元年年金事務所勤務者 高田勝弘）

3・24老朽原発うごかすな！ 高浜全国集会開催（全国、福井嶺南・京都と滋賀北部、労組も広く発言）。3月24日、「老朽原発動かすな！ 高浜全国集会」（主催 原発うごかすな！ 実行委員会@関西・福井）が福井県高浜町文化会館で開催された。集会に先立ち、高浜原発現地で抗議行動が行われた。正面ゲート前にもう一つの新しいトンネル道が完成していたが、避難用とのこと。老朽1、2号機が再稼働準備のため、足場を組んでもものしい工事中。包帯ぐるぐる巻きの瀕死の原発のうめきが聞こえてきそうだ。その先に稼働中の3・4号機が見える。雪の予報もはねのけ、220人ほどが参集。午前11時半、若狭の原発を考える会の木原壮林さんの「老朽原発動かすな、の断固とした決意を示したい。京都駅まで60km程、大事故が起きれば関西圏500万人以上が永遠に故郷を無くす。第2のフクシマを作ってはならない。」という挨拶の後、ゲート前までコールしながらデモ、関電に申入れ書を提出した。（しが 稲村守）

5・19関電本店包围全国集会に大結集しよう！ ▽日時 5月19日（日）午後1時、集会後デモ ▽場所 関西電力本店前（大阪市北区中之島）、▽主催 原発うごかすな！ 実行委員会@関西・福井、▽問合せ（電話） 林（オール福井反原発連絡会）090-8263-6104、東山（ふるさとを守る高浜・おおいの会）0770-72-3705、木原（若狭の原発を考える会）090-1965-7102